平成２９年（フ）第３３７号
千葉県富里市七栄723番地２（コーポマルシン207）
破産者　久保木幸男
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２９年（フ）第２６号
千葉県香取市下飯田1197番地　県営住宅1003号
破産者　八本　好夫
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐原支部

平成２８年（フ）第５５８号
東京都板橋区弥生町12番９号
破産者　株式会社辰屋かぎや
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第７１８７号
東京都新宿区新小川町３番27号
破産者　株式会社ＧＫ（旧商号株式会社五十番）
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１２４５号
東京都立川市錦町１丁目15番25号タカノハイツ302号
破産者　上田カナヱ
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２７号
東京都町田市本町田2901番地２
破産者　長谷川　茂
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第３１５号
東京都羽村市緑ヶ丘１丁目14番地12グリーンヒル105
破産者　山戸　勝義
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２６０８号
横浜市港北区綱島東６丁目２番35号
破産者　ベル産業株式会社
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２７３号
名古屋市中村区名駅４丁目23番13号
破産者　株式会社ティーエルシー
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８８号
石川県能美市赤井町ロ68番地
破産者　株式会社ロカテクノ
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所小松支部

平成３０年（フ）第１１号
愛知県知立市上重原２丁目18番地
破産者　株式会社パッフェ
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４８３９号
大阪府摂津市新在家１丁目29番26号
破産者　株式会社アイティーテック
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５０号
兵庫県明石市大久保町谷八木538番地　グランプレステージ西明石408号
破産者　Ｍｉｎｔ合同会社
1　決定年月日　平成30年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成３０年（フ）第６３号
福岡市西区壱岐団地15番103号
破産者　Ｃａｒ　ｓｈｏｐ　ＳＰＡＲＫＬＥこと　小西　勝徳
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第２８９号
福岡市南区向新町２丁目10番８―402号、開始決定の住所福岡県筑紫郡那珂川町今光８丁目４番２号
破産者　小山　一美
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０９３号
福岡市東区御島崎１丁目18番506号、前住所福岡市東区千早５丁目４番25―317号
破産者　やさいけいかくこと　宮崎　一郎
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７７６号
福岡市城南区堤２丁目12番10号
破産者　中村　隆之
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８７８号
福岡市東区馬出４丁目７番23―301号
破産者　山本　啓子
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０３３号
福岡市東区三苦５丁目４番10―407号、前住所福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂２丁目27番１号
破産者　山田　秀明
1　決定年月日　平成30年５月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部